

令和6年3月25日提供

大阪ガスネットワーク株式会社とサンドブラスト発生時の被害拡大防止等に関する協定を締結しました

堺市上下水道局では、大阪ガスネットワーク株式会社（本社：大阪市中央区平野町4丁目1番2号 社長：村田 稔）とサンドブラスト発生時の被害拡大防止等に関する協定を締結しました。

本協定は、本市でサンドブラスト現象※によりガス管が破損した際に、大阪ガスネットワークと本市上下水道局が相互の連絡体制を強化し復旧活動に取り組むことで、被害拡大防止と水道及びガス供給の早期復旧を図ることを目的に締結するものです。

今後、本協定により相互の人材育成及び技術力強化を図るための情報交換会を行い、平時から連携・協力体制の構築を進めます。なお、同社が自治体の水道事業体とサンドブラスト被害拡大防止等に関する協定を締結するのは初めてとなり、本市上下水道局としても、水道に関連する事業者以外と同様の協定を締結するのは初めてとなります。

※ 損傷した水道管から噴出した水が土砂を巻き上げ、近接するガス管等を破損させる現象

1 締結日

令和6年3月25日（月）

2 協定の概要

- (1) 水道管の漏水を起因とするガス管の破損事故に備え、連絡体制を強化
- (2) 被害の拡大防止と早期復旧に向け、相互に技術力強化を目的とする情報交換会を実施



ガス管の破損状況



左から奥野大阪ガスネットワーク南部事業部長、森堺市上下水道事業管理者

問い合わせ先	担当 課：上下水道局 水道部 水道保全課 電 話：072-250-4694 ファックス：072-250-4699
--------	--

サンドブラスト発生時の被害拡大防止等に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部（以下「乙」という。）はサンドブラスト発生時のガス供給停止範囲の拡大防止及び早期復旧に向けた情報共有等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、サンドブラストの発生によりガス管が損傷し、ガスの供給が停止した場合の被害拡大防止及び早期復旧に向けた現場の情報共有並びに技術力強化を目的として実施する情報交換会について必要な事項を定める。

（現場対応に関する情報共有）

第2条 甲及び乙は、サンドブラストの発生が疑われる状況が起こった場合、速やかにお互いの連絡先に連絡し、現場対応に関して次の情報を共有する。

- （1）漏水の有無及び調査状況
- （2）ガス漏洩の有無及び供給停止状況
- （3）応急処置の検討状況（止水処置の可否等）
- （4）水道管の修理進捗状況及び復旧完了報告
- （5）ガス管の復旧作業の進捗状況及び供給再開報告
- （6）その他早期復旧に向けて必要な情報

2 通常の執務時間以外の情報共有については、甲乙それぞれの体制に応じて臨機に対応する。

（サンドブラストの発生が疑われる状況）

第3条 サンドブラストの発生が疑われる状況は以下の通り。

ガス管の圧力	内容
低圧	<ul style="list-style-type: none">ガス栓から水が噴出する（傾斜地は除く）。ガス管内に流入している水で塩素反応がある。付近のガスメーターが短時間で複数遮断している。ガス遮断顧客付近で道路面に水が噴出している。
中圧以上	<ul style="list-style-type: none">ガスの臭気があり、噴出音がする。漏水箇所付近でポコポコと泡がでており、臭気がある。

（情報交換会）

第4条 甲及び乙は、サンドブラスト発生時の被害拡大防止に関して必要な相互の知識を取得し、技術力を強化するため、概ね1年に1回程度、情報交換会を開催する。

2 情報交換会の内容、実施時期等の計画について、毎年度当初に担当部署間で協議する。

（連絡先）

第5条 甲及び乙は、連絡先をあらかじめ相互に通知する。また、変更があった場合は、速やかに通知する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月以前に甲又は乙から申し入れがない場合は、1年間延長するものとし、以後の年度についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 6年 3月 25日

甲 住 所 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
名 称 堺市
代表者 堺市上下水道事業管理者

森 功一

乙 住 所 堺市堺区住吉橋町2丁2番19号
名 称 大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部
代表者 事業部長

奥野 和浩